「国」の形と仕組み

一節=「国土」と「人口」

国土

※ 位置

日本列島はアジア大陸の東側に位置し、南北約 3,000 * になぶ長い 弓形 の島国だ。 北海道、本州、四国、九州の四つの大きな島を含む 6,852 の島々から成っている。

おおむね北は北緯 45 度 31 分から、南は北緯 20 度付近まで、東は東経 149 度付近から、 西は東経 123 度までの範囲にある。

国土の面積は約 37 万 7,819 平方*ュたで、アメリカ合衆国の約 26 分の 1、中華人民共和国の約 25 分の 1 だ。



※ 地形

国土の地形を見ると、61%が「山地」で、高く険しい山や火山が多い。

そのほか、「低地」(13.8%)、「 $\stackrel{\text{fel}}{\text{L}}$ 「 $\stackrel{\text{fel}}{\text{C}}$ 」(11.7%)、「台地」(11%)、「内水域など」(2.4%)。 島国であるのと同時に、山国でもある。

国土全体の利用状況は、森林が 66.6%、農用地は 13.8%。そのほか、宅地、道路、水面・河川など。 平野は狭くて少ない。川は短く、川幅は狭い。 落差の大きい急流は水力発電に適している。

また、日本列島は環太平洋地震帯の上にあり、火山活動が活発で世界でも有数の地震多発地帯だ。

日本の国土には、3,000 にを超える山が 21 あり、すべて本州の中央部に集中している。

※ まわりの海

海岸線は出入りが多くて複雑だ。

太平洋、日本海、オホーツク海、東シナ海などが広がっている。

海流は、黒潮と呼ばれる暖流が太平洋に沿って、日本列島の南岸を北上っする。 日本海流ともいう。

- 一方、親潮と呼ばれる寒流(千島海流)が千島列島に沿って南下する。
- 二つの海流が夏は三陸海岸で、冬は、銚子神付近で出合い、それらの海域は多くの魚類が集まる。

日本海沿岸では、暖流の対馬海流が北上する。

※ 気候

春夏秋冬の四季の区別がはっきりしているのが日本の気候の特徴だ。

日本列島は起伏に富んだ山脈が縦断しているため、太平洋側と日本海側の気候に大きな差がある。

夏は南東から、冬は北西から、季節風の影響を受ける。

太平洋側は、夏は蒸し暑く、冬は冷たい空っ風が吹き、乾燥した晴天が続く。

日本海側は、夏は雨が少なく、冬はアジア大陸からの季節風が吹き、気温が低く、新潟県、 青森県、北海道などでは、4~5~の雪が積もる。

日本の気候を特徴づけるのが、「梅雨」と「台風」だ。

6月上旬から7月中旬にかけて高温・多湿の雨期が続く。この時期の雨が「梅雨」だ。 北海道は「梅雨」がない。

強い風と雨を伴う「台風」は8月から10月頃まで、各地を襲う。

過ごしやすい季節は春と秋。桜が咲き、木々の新緑が映える4月~5月頃と、菊の花が香り、山野の木々の葉が黄色や赤に色づく9月下旬~11月中旬頃は、自然の風景が最も美しい季節だ。

《ベスト3》

★ 高い山

- ① 富士山(3776 たい山梨県、静岡県)
- ② 北岳 = 白根山(3192 元 · 山梨県)
- ③ **奥穂高岳**(3190 た・長野県、岐阜県)

★ 長い川

- ① **信濃川**(367 * 1 た・新潟県、長野県、群馬県)
- ② 利根川(322 * エイテル・群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、栃木県、東京都)
- ③ **石狩川**(268 * に・北海道)

★ 大きい 湖

- ② **霞ヶ浦**(167.6 平方****・茨城県)
- ③ サロマ湖(150.4 平方* 5 ・北海道)

人口

※ 総人口=1億2,711万人。5年で94万人減。《2015年の国勢調査・速報値》

総務省が発表した「2015年の国勢調査」の速報値によると、日本人の総人口は 1 億 2,711万人だった。2010年の調査より 94万7千人 (0.7%)減り、1920年の調査開始以来、国勢調査で初めて減った。国勢調査は 5年に 1 回行われる。

総人口の男女別は、男性が約 6,182 万 9 千人(48.6%)、女性が約 6,528 万 1 千人(51,4%)で、女性が 345 万 2 千人多かった。

《なお、総務省が 2016 年 7 月に発表した 住民基本台帳 によると、総人口は「1 億 2,589 万人で、前年より約 27 万人減って、7 年連続の減少だった》

~47都道府県別人口~

首都の東京都が1,351万4千人(総人口の10.6%)で最も多かった。

次いで神奈川県(913 万人)、大阪府(884 万人)、愛知県(748 万人)、埼玉県(726 万人)、千葉県(622 万人)、英庫県(554 万人)、北海道(538 万人)、福岡県(510 万人)、静岡県(370 万人)の順(千人単位は四捨五人)。

以上 10 都道府県の人口が 7,216 万で、全体の 56.7%を占めた。

最も少ないのは、鳥取県の57万4千人。

~8 都県で増加。39 道府県で減少~

5年間に人口が増えたのは、東京都(35万4千人増)、神奈川県(7万9千人増)、愛知県(7万3千人増)、埼玉県(6万7千人増)、沖縄県(4万1千人増)、福岡県(3万1千人増)、千葉県(8千人増)、滋賀県(2千人増)の8都県だった。

ほかの39道府県では人口が減った。減少数が最も多かったのは北海道(12万3千人減)。 大阪府は2万6千人減で、戦後初めて、人口の減少に転じた。

2011年の東日本大震災の被災地では、福島県 (11 万 5 千人)、岩手県 (5 万人)、宮城県 (1 万 4 千人) が、それぞれ減少した。

~世帯数と世帯人員~

世帯数は5,340万世帯で、5年前から2.8%増加した。

一方、1 世帯当たり人員はすべての都道府県で減少し、2.38 人(2010 年は 2.46 人)だった。

「核家族」と「高齢者のみの家族」が増えていることを物語っている。

【人口は世界で10番目】

国連(国際連合)の推計によると、2015年の世界の人口は73億5千万人。

中国が13億7千万人で最も多い。次いで、インド・13億1千万人。アメリカ合衆国・3億2千万人、インドネシア・2億6千万人、ブラジル・2億人、パキスタン、ナイジェリア、バングラデシュ、ロシアと続く。

そして、日本は10番目。

世界で、人口が1億人を超えているのはメキシコを加えた11カ国。

世界の人口は21世紀中に100億人になるという。

~人口密度は世界で9番目~

人口密度は、バングラデシュが1平方*は当たり1,237人で最も高い。

続いて、韓国・517 人、オランダ・502 人、ルワンダ・471 人、インド・441 人、ブルンジ・435 人、ハイチ・389 人、ベルギー・373 人、

日本は341人で、世界で9番目。

日本の総人口は近年、約20~30万人の人口が減少している。

人口減にたいする危機感から、政府は 2014 年に、「50 年後に人口1億人」という人口目標を打ち出した。

二節=「三権分立」

憲法で、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所に属し、「三権分立」が確立している。

立法権を行使する「国会議事堂(衆議院と参議院)」と、行政権の中心である「首相官邸」は、いずれも、東京都千代田区永田町にある。

司法権の監督者である「最高裁判所」は千代田区 集 町 にある。 日本の首都は東京都。

国会=立法権

国権の最高機関で、国の唯一の立法機関である国会の主な権限は次の通り。

- (1) 法律を制定する。
- (2) 条約を承認する。
- (3) 予算の議決、決算の承認を行なう。
- (4) 内閣総理大臣を指名する。
- (5) 衆議院は内閣不信任決議案を議決する。
- (6) 国政調査権があり、証人を呼んだり、記録を提出させたりして、国政に関する調査を行う。
- (7)憲法改正の発議をする。

国会は二院制で、衆議院と参議院からなる。



両院には、議員の任期、解散の有無、選挙区、選挙制度、被選挙権の年齢資格などに違いがある。

議案は両院で審議される。両院の議決が異なる時は、両院協議会を開いて意見を調整する。一致しない時は、「衆議院優越の原則」が適用される。「予算の議決」、「条約の承認」、「内閣総理大臣の指名」については、衆議院の議決が絶対的に優越し、衆参の議決が異なっても、衆議院の議決が国会の議決となる。

両議院の議員には不逮捕特権(憲法第50条)がある。国会議員は、現行犯以外、国会の会

期中は逮捕されない。ただし、検察・警察が逮捕許諾請求を議院に出し、議院の許諾があれば逮捕される。行政権の不当な発動で議員の自由な活動が妨害されるのを防ぐのが目的。

【選挙制度】

国会議員の選挙は、

衆議院議員が「小選挙区・比例代表並立制」、

参議院議員が「都道府県別選挙区・非拘束名簿式比例代表制」で行われる。

※ 衆議院=小選挙区・比例代表並立制

定数は 2017年(平成 29年)以降の選挙から 465人。(2016年 5月、法律改正)。 内訳は、小選挙区の 289人(47都道府県にまず 1 議席ずつ割り当て、残りの 242 議席を人口比で配分)+比例代表区(全国・11 ブロック)の 176人。

なお、「議員一人当たりの有権者数が選挙区によって差があり過ぎる」という、いわゆる「一票の格差」を解消するため、2020年以降の選挙では、2020年の国勢調査に基づいて議員定数の再配分などを行う「アダムズ方式」が導入される。

衆議院議員の任期は4年で、解散がある。

立候補できる被選挙権は25歳以上。

衆議院の選挙制度は、長い間、全国を 130 の選挙区に分け、1 選挙区から 2 人~6 人を選ぶ「中選挙区制」だったが、平成 6 年(1994 年)に公職選挙法が改正され、「小選挙区・比例代表区並立制」になった。

一つの議席を争う「小選挙区」と、政党の得票に応じて議席を割り振る「比例代表」 を組み合わせた制度だ。

「中選挙区制」は、長期政権を維持していた自民党が一つの選挙区に 2 人以上の候補者を立候補させてきた結果、地元へのサービス合戦が過熱し、政治腐敗や派閥政治の温床。になるという弊害が強まった。

「小選挙区制」の利点は、二大政党制になって政権交代が容易になり、政治腐敗を防止できる、と言われる。半面、膨大な「死 票 (結果的に落選者に投じられた票)」が出る欠点がある。

- 一方、「比例代表制」は「死票を少なくし、有権者の意思をより正確に反映できる」 メリットと、「小党が分立し、政権が不安定になる」デメリットがある。
 - 二つの制度の良さを取り入れたのが「小選挙区・比例代表並立制」だ。
- 「一つの選挙区から議員一人を選出する小選挙区」と「全国を 11 のブロックに分けて、それぞれの得票率に応じて議席を配分する比例代表」を組み合わせた制度だ。 有権者は「小選挙区」と「比例代表」の 2 票を投じる。

[当選者の決め方]

「小選挙区選挙」では 1 位の候補者が当選者となり、「比例代表区選挙」では政党が届けた候補者名簿の中から「ドント式」によって、当選者が決まる。

《注・ドント式=各政党の総得票数を1、2、3、、、と順に整数で割っていき、「答え」の大きい政党順に議席を配分していく方法。ベルギーの法学者ビクトル・ドントが考案した計算方法》

衆議院議員選挙は、「小選挙区制」と「比例代表制」のどちらにも立候補できる「董道 を破補」が可能だ。候補者が「小選挙区」で敗れた場合でも、「借敗率ルール」が適用され、「比例区」で復活当選できる。

惜敗率とは、「小選挙区の当選者の得票数に対する落選者の得票数の割合」をいう。

政党は比例区の候補者名簿を作成する際、「小選挙区」と重複立候補している複数の候補者に対して同じ順位をつけることができる。「小選挙区」で落選した立候補者が同じ名簿順位にいる時には、惜敗率の高い順に「比例区」での当選が決まる。2012年12月の総選挙では125人が「復活当選」したが、制度への批判が多い。

最高裁(最高裁判所)は衆院選挙について、「選出される議員 1 人当たりの有権者数が選挙区によって異なり、一票の価値が不平等だ」として、「違憲状態」と判断している。こうした「一票の格差」の問題や、比例代表区の定数削減や、新しい選挙区制度のあり方などの課題に対して、各党が協議した結果、「アダムズ方式」の導入が決まった。

※ 参議院=都道府県別選挙区選挙・非拘束名簿式比例代表制

参議院議員の任期は6年で、解散がない。

定数は242人。選挙区選挙が146人(都道府県別)、比例代表選挙が96人。 いずれも3年ごとに半数ずつ、改選が行われる。

「一票の格差」を是正するため、2016年の参院選から、全体の定数 242人の「選挙区」で「10増 10減」が実施された。有権者の少ない鳥取県と島根県、徳島県と高知県がいずれも一つの選挙区に「合区」され、さらに、宮城県、新潟県、長野県の「定数」が「4人から2人」に、一人ずつ減った。

一方、有権者の多い東京都は「10 人から 12 人」、愛知県は「6 人から 8 人」、北海道、兵庫、福岡の 3 道県はいずれも「4 人から 6 人」に、それぞれ 2 人ずつ増えた。被選挙権は 30 歳以上。

「非拘束名簿式比例代表制」は、「比例名簿の順位を決めない方式」のこと。そして、 ①政党は候補者名簿を提出し、②有権者は名簿の中から、「候補者の名前」か「政党名」 を書いて投票する。

「候補者に対する票」と「政党に投じられた票」の合計が政党の総得票数。各政党の 当選人の数は、衆議院議員選挙の場合と同じ「ドント式」で決まる。政党内の当選者は 候補者個人の得票の多い順に決まる。例えば、「ドント式」で政党の当選者が 5 人と決 まった場合、その政党の候補者の得票数の 1 位から 5 位までが当選となる。 _____

《選挙権年齢は「18歳以上」に!=2016年参院選から適用》

改正公職選挙法が 2015 年 6 月 17 日に成立し、選挙権年齢が「20 歳」から「18 歳」に引き下げられた。2016 年 7 月の参議院議員選挙から適用され、この選挙では、18 歳と 19 歳の約 240 万人が新たに有権者となった。

参政権は、1945年に「20歳以上の男女」と決まって以来、70年ぶりに拡大された。

選挙権年齢の引き下げによって、民法の成人年齢や少年法の適用年齢(現在は 20 歳未満)の引き下げが今後の課題だ。

なお、世界の約 190 カ国・地域のうち、約 9 割が選挙権年齢は「18 歳以上」を採用している。



内閣=行政権

憲法で、「行政権は内閣に属し」、「内閣は、行政権の行使について国会に対して連帯して 責任を負う」、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名する」、「国務大臣の 過半数は、国会議員の中から選ばなければならない」と定められている。

「内閣」が民意を代表する国会の信任に基づいて組織され、国会に対して責任を負う仕 組みを議院内閣制と呼ぶ。

内閣は、内閣総理大臣(首相)を長とする内閣府と外務省・財務省・経済産業省・文部科学省・法務省・厚生労働省・総務省・厚生労働省・農林水産省・環境省・防衛省・国家公安委員会の「1㎡12省 庁」から成っている。

ほかに、2021年3月末まで期限付の復興庁 (「東日本大震災」の復興行政を行なう)がある。

内閣総理大臣は、衆議院と参議院の各議員の記名投票により、投票の過半数を得た者が 指名される。過半数の得票者がいない場合は、上位2名による決選投票を行う。衆議院と 参議院の議決が異なった場合は、両院協議会を開き、そこでも意見が一致しない時は、衆 議院の議決が国会の議決となる。

衆議院で最も多くの議席を有する政党の党首(総裁、代表、委員長)が内閣総理大臣になるのが一般的。第一党が過半数に満たないために単独で政権を担当できない場合は、「連立内閣・連立政権」になる。その場合、

- ① 第一党が他党に協力を求めて政権を担当するか、
- ② 第二党以下のいくつかの政党が協力して内閣を作る。

なお、「内閣」は、衆議院で「不信任決議案が可決した時」、あるいは「信任決議案が否 決された時」には「総辞職」か「10日以内に衆議院を解散」をしなければならない。

※ 内閣の権限

- ① 法律に基づいて行政を行い、必要な政令を定める。
- ② 予算案や法律案をつくり、国会に提出する。
- ③ 外交関係を処理し、外国との条約を結ぶ。
- ④ 国会の召集や、衆議院の解散を決める。
- ⑤ 国家公務員に対する任命・監督の事務を行う。
- **⑥** 刑罰を科せられた人に対する恩赦(刑の減免)を決定する。
- ⑦ 最高裁判所の長官を指名する。
- (8) 天皇の国事行為に対する助言と承認を行う、など。

※ 各省庁の大臣と特命担当大臣

2015年(平成 27年)10月に発足した第三次・安倍普三内閣(改造)は、安倍首相と19人の大臣(閣僚)で構成されている。

1府11省と国家公安委員会、さらに、復興庁を担当する各大臣と、省庁の行政を統括する官房長官、さらに、**特命担当大臣**=デフレ、地方創生、一億総活躍、経済再生、産業競争力、社会保障・税一体改革、行政改革、女性活躍、少子化対策、沖縄及び北方、原子力経済被害、国家公務員制度、拉敦問題、教育再生、国土強靭、男女共同参画、海洋、情報通信技術 [IT] 政策、科学技術政策、東京オリンピック・パラリンピックなど、個別のテーマを担当=を加えた19人。1人の大臣がいくつかの「担当」を兼任。

「復興庁」大臣と「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当」大臣は、いずれも、2021年3月までの期限付きのポスト。

※ 中央官庁

「中央官庁」は 2001 年(平成 13年)1月、行政改革を目指した中央省庁の再編統合で、「1 府 22 省庁」を「1 府 12 省庁」に半減した。

2007年に「防衛庁」が「防衛省」に昇格。

「東日本大震災」の後に、2021年までの期限付きで復興庁が新設された

「外務省」、「財務省」など中央省庁のほとんどは、東京都千代田区 霞ヶ関を中心にした 官庁街にある。

◇「1 府 12 省庁」と、主要な任務 ◇

《1府》 ・内閣府――国政上の重要課題の企画、立案と総合調整を行い、皇室や公式制度に関する行政事務の処理。首相直属の機関。

《12 省庁》 ・総務省――行政管理、地方自治、通信、郵政などの事務や、総合調整。

- ・法務省――主に法律についての事務や人権の保護。
- ・外務省――外交や出入国に関する行政事務。
- ・財務省――国の財政の事務。 旧・大蔵省。

- ・文部科学省——教育、学術、文化、科学技術の振興。(略称・文科省)。 旧・文部省と旧・科学技術庁を統合。
- ・厚生労働省——国民の保健、社会福祉保障、雇用労働条件の整備などの 事務を取り扱う。(略称・厚労省)。

旧・厚生省と旧・労働省が統合した。

- ・農林水産省——農林、畜産、水産業の事務。(略称・農水省)。
- ・経済産業省――経済、産業、通商政策、エネルギーに関する事務。 (略称・経産省)。
- ・国土交通省——国土計画に基づく社会資本の整備と、交通施策の事務。 旧・建設省と旧・運輸省と旧・国土庁を統合。(略称・国交省)。
- ・環境省――地球および自然環境の保全、公害の防止、循環型社会の構築。
- ・防衛省――自衛隊を管理・運営。陸上・海上・航空各自衛隊の幕僚監部、 をうごうなりょうかいぎ 統合幕僚会議を置く。

防衛大臣は、内閣総理大臣の指揮監督を受ける。

・国家公安委員会=国の公安に関わる警察行政・管理など。

内閣総理大臣の下に、委員長(国務大臣)と 5 人の委員、 計 6 人で組織。警察庁長官を任命。

警察庁を管理する内閣府の外局の「庁」として扱う。



すべての「司法権」は、最高裁判所と下級裁判所に属し、「裁判所」は、 簡易裁判所、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の 5 種類ある。

事件や争いは簡易・家庭・地方裁判所のいずれかで処理され、国民は3回の裁判を求めることができる。最初の判決に不服がある場合に高等裁判所へ訴えることを控訴という。 二審(高等裁判所)の判決にも不服の場合に最高裁判所へ訴えることが出来る。これが上述 告だ。こうした仕組みを「三審制」という。

最高裁判所は「違憲立法審査権」を有し、一切の法律、命令、規則、又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限がある。どの裁判所も違憲判決を出すことができる。しかし、「三審制」で、最終的な判決は最高裁判所で決まるため、最高裁判所を『憲法の番人』と呼ぶ。最高裁判所は、内閣の指名に基づいて天皇が任命する長官と 14 人の判事の計 15人で構成される。

※「遡及処罰の禁止」と「一時不再理」

憲法で保障された権利。

できょう 適法の行為は、後で成立した法律で 遡って罰せられない。これを「遡及処罰の禁止」 という。無罪が確定した行為は、後から有罪にならない、

一つの事件で、二重の刑事責任を問われない。これが「一事不再理」だ。刑事被告人の 人権を保障するための規定。

法治国家では、裁判は法律に基づいて行われ、法律にない刑罰を受けることはない。これを罪刑法定主義という。

※ 裁判員制度

日本の近代司法の歴史で初めて、一般市民が裁判に参加できる「裁判員制度」が平成 21 年 (2009 年) 5 月にスタートした。

「殺人や傷害致死、危険運転致死などの重大事件」を対象に、それぞれの事件ごとに、「市民の中から選ばれた裁判員6人と裁判官3人」の計9人が一緒に審理をして、被告が有罪か無罪か、有罪なら刑の重さをどのくらいにするか、という判決を出す制度だ。

「国民の裁判参加」が、実績を積み重ねながら定着していくか、が注目されている。 「裁判員」は以下の手順で選ばれる。

- (一)選挙人名簿(有権者)の中から裁判員候補者名簿が作成され、年末に本人に通知される。
- (二) それぞれの地方裁判所で、事件ごとに「裁判員候補者」が選定され、公判の 6 週間前までに数十人に呼び出し状が送られる。

に ほん こく けん ぽう

三節 = 「日本国憲法」

戦争に負けた日本は、天皇主権などを特色とする大日本帝国憲法(明治憲法)を全面的に 改め、1946年(昭和21年)11月3日、新しい「日本国憲法」を公布し、翌1947年5月3 日に施行した。

※ 三大基本原理

日本国憲法の主な内容は、基本的人権の保障、国民主権、戦争の放棄、 象 後 天皇制、議院内閣制、司法権の独立、地方自治、政教(政治と宗教)分離。

その中の

「基本的人権の保障」、「国民主権(主権在民)」、「戦争の放棄(平和主義)」 を、日本国憲法の「三大基本原理」と呼んでいる。

① 基本的人権の保障

「生命、自由及び幸福を追求する権利」は、人間が生まれながらにして持っている人間固有の権利で、「侵すことのできない永久の権利」(第 11 条、第 97 条)、「最大の尊重を必要とする」(第 13 条)と規定されている。

「基本的人権」とは、

『個人の尊重』、

『自由権』(身体、思想・良心、信教、集会・結社・表現、学問、居住・職業 選択の自由、財産権の不可侵)、

『平等権』、

『参政権』(選挙権と被選挙権)、

『生存権』、

『社会権』(教育を受ける権利、労働基本権・勤労者の団結権)、

『裁判請求権』など。

② 国民主権(主権在民)

前文で「主権が国民に存することを宣言し、」と明記している。

大日本帝国憲法で主権者だった天皇の地位(天皇主権)は、新しい憲法で「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」(第1条)に変わった。

また、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関」(第 41 条)と規定。

さらに、戦前は男子だけの選挙制だったが、新憲法では満 20 歳以上の成年による男女 平等の普通選挙制になった。国民が政治の主人公、という制度が確立した。

① 戦争の放棄(平和主義)

前文と第9条に、「平和主義、国際協調主義と戦争の放棄」が規定されている。

・「前文」は、

「日本国民は、恒分の平和を念願し、、、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」、

・「第9条」は、

「日本国民は、、、国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、、、武力の 行使は、、、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、

「、、、、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」、

と、それぞれ明記している。

以上のように、憲法の基本原理は、「**三権分立**」、「**議院内閣制**」、「**違憲立法審査権**」などによって保障されている。

「三権分立」は、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は最高裁判所と下級裁判所に、 それぞれ属し、権力の集中を避けるための制度だ。

「議院内閣制」とは、国会で多数を占める政党が内閣を組織して、国民の代表者が政治を行い、内閣は国会に対して連帯責任を負うというもの。

「違憲立法審査権」は、法律などが憲法に違反していないかを審査する権限を裁判所 が有すること。

◇ 日本国憲法施行60周年に当たっての「内閣総理大臣」談話 ◇

---2007 年(平成 19 年) 5 月 3 日、安倍晋三首相(当時)の談話(抜粋)---

「戦後我が国は、国民一人一人の優れた英知と不断の努力により、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。この間、現行憲法の基本原則は広く国民に浸透し、我が国の今日の姿を築く上で極めて大きな役割を果たしてきました。また、恒久の平和を念願し、国際社会において名誉ある地位を占めたいとの憲法の精神は、日本の外交の基本となるとともに、国連平和維持活動の実施など、世界の平和と繁栄に対する我が国の積極的貢献へとつながっています。

憲法施行 60 年の節 目に当たり、世界の人々が 憧れと尊敬を抱き、子どもたちの世代が自信と誇りを持つことができるような新しい日本の姿の実現に向けて、憲法の基本原則を改めて深く心に刻んで、更に前進する決意を新たにするものであります」

第九条と自衛隊

「憲法」に関しては、「自衛隊」が憲法第9条で保持を否定した「戦力」に当たるかどうか、つまり、自衛隊が「合憲」か「違憲」か、の問題が長年の懸案だ。

「憲法」第9条と「自衛隊」の問題について、

「合憲」の立場で「9条を改正して、自衛隊を国防軍への改編をめざす」自民党から、

「違憲」の立場で「国民が解消しても問題ないと判断すれば自衛隊をなくす」と主張する 共産党まで意見が分かれる。

「自衛隊を縮[・]小して、国境警備、災害救助、国際協力などの組織に改編・解消する」 という意見もある。

これまでの政府見解は、

- ① 独立国には自衛権があり、憲法はそれを否定していない、
- ② 従って、独立国は自衛のための必要最小限の武力とその行使が認められている、
- ③ 自衛隊は自衛のための実力部隊であり、憲法が禁止している戦力には当たらない、 というもの。

「憲法」との関連で議論になっている「集団的自衛権」をめぐる問題は
「一章「日本」の姿」一節・政治の課題と流れ」 参照



【「憲法」改正問題】

日本は今の「憲法」のでで発展を遂げてきたが、一方で、人々の生活や環境や考え方が多様化し、外国との関係や国際情勢は複雑になった。

そこで、人々の生活や権利を守り、より平和で安定した社会を築くために、あらゆる角度から憲法について論議する機運が高まってきた。

次のような考え方がある。

「護憲」-「戦争放棄、戦力常保持、交戦権否認」を宣言した平和憲法を守るべきだ。

「論憲」-憲法を論ずることをタブー視しないで、あらゆる面から憲法を論議する。

「加憲」-憲法3原則を堅持しつつ、時代の進展とともに環境権やプライバシー権などを補強する。

「創憲」-現在の条文を見直し、時代に合った憲法を創造する。

複雑な国際社会の中で、世界平和に貢献する立場からの「改憲」論もある。

また、「皇室の男系男子の世襲」(「憲法」と「皇室典範」)となっている皇位(天皇の地位)について、「女性天皇」を認めることに関連した憲法論議も一部にある。

★「憲法」改正の手続き

「憲法」改正の手続きについては、憲法第96条が、

「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して その承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める 選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」

と定めている。

「憲法」改正の手続きなどを定めた「国民投票法」が、自民党の安倍政権当時の 2007 年(平成19年)に成立した。

そして、2011年10月に、衆参両院に

「憲法に関する調査を行い、憲法改正原案、改正の発議又は国民投票に関する法律案 等を審査する機関」として、「憲法審査会」が設置された。

委員は、各党から選ばれた衆議院・50人、参議院・45人。

また、国民投票は「国会の発議から 60 日~180 日の期間を置く」ことも定められている 2014年5月には、自民、公明、民主など与野党8党の合意で、国民投票法が改正され、 憲法改正の賛否を問う国民投票の投票権を持つ年齢が2018年に「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる。

「憲法」改正手続きの環境は整っている。

安倍首相は、2016年3月の参議院予算委員会で、「私の在任中に憲法改正を成し遂げたいと考えている」と答えるなど、憲法改正に強い姿勢を続けている。

ただ、「具体的に、憲法のどの項目を改正するか」という問題になると、政権与党(自民・公明)内でも考え方に微妙な違いがあり、国民世論も必ずしも同じ方向ではない。

2016年7月の参院選で「自民党」や「公明党」などが勢力を伸ばしたため、憲法改正の こかなる 国会発議に必要な「衆参両院で3分の2以上」を占めている。

今後、安倍首相の「改憲」の意思がどのような形で具体的な政治日程に上ってくるか、 注目される。

四節=「元号(年号)」

日本では、天皇陛下が在位している期間の名称として哲暦とともに、「元号」が使われている。1989年にスタートした「平成」の「元号」が、数年以内に改められることなりそうだ。2016年(平成28年)8月に、天皇陛下がビデオメッセージで「革前退位」の「お気持ち」を明らかにされたため、「特別措置法」の制定によって、天皇の位が皇太子に譲られた時に、新しい「元号」になる。

日本の「元号」制度は、紀元前 140 年に中国で「元号」が始まってから約 800 年後にスタートした。「元号」の手本である中国では現在は使われていない。

古代中国には、「皇帝が即位した年を元年とし、それを起点として皇帝が在位している間の年を数える」習慣があった。その後、皇帝の在位の途中でも、皇帝の養えた力を取り戻すために、「元年を新しくする」改元が行われた。一人の皇帝の時代に2回も3回も「第一年」があり、それぞれが「元年」で、まぎらわしい、というので、後に「その元年にそれぞれ名前を付けた」のが「元号」だ。

古代中国の前漢(紀元前 140 年頃)の皇帝・武帝の時に「建元」と称したのが「元号」の始まり。

日本で初めて「元号」が使われたのは西暦 645 年の「大化」。

現在の「平成」まで、日本の「元号」は248。

日本でも昔は、「元号」に「^{*ピな}い」の意味を持たせたため、短い時は1年で新しい「元号」に変わることもあった。

しかし、明治天皇の時、「一世一元」という原則ができた。

「一世」は一代の天皇の間ということ。「一元」は「一つの元号」。一人の天皇が生きている間は、元号は一つに限る、ことになった。

「元号」は、明治時代に「*voor い」の意味はなくなり、「その時の天皇の治世の期間を示す記号」になり、戦後は、「天皇が在位している期間を表す時代区分の記号」という性格に変わった。

昭和54年(1979年)に元号法が制定され、「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」ことが決まった。

「元号」の名前を決める時は、①国民の理想としてふさわしい、良い意味を持つもの、 ②漢字 2 字、③書きやすい、④読みやすい、⑤これまで用いられていない、などが考慮される。

「元号」を決める場合、その時々の学者が、古代中国の書物から、良い意味を持って、 めでたい意義のある文字を探し出すのが慣例。

例えば、「昭和」は書経の「音姓昭 明 協和万邦」から、「平成」は書経の「地平天成 (地平 かに外成る)」と、史記の「内平外成 (内平 かに外成る)」の言葉から、それぞれ決められた。

また、「元号」に使われた文字の使用回数は、「**永**」が 29 回で最も多く、次いで、「元」と「天」が 27 回、そのほか、応、治、和、正、文、安、本・など。

縁起が良く、あまり難しくない文字が多く使われている。

一つの元号が最も長い期間使われたのは「昭和」で、64年間。

★ 「明治」以降、元号が使われた期間は次の通り。

「明治」=1868年9月8日~1912年7月30日まで45年間

「大正」=1912年7月30日~1926年12月25日まで15年間

「昭和」 = 1926年12月25日~1989年1月7日まで64年間

「平成」=1989年 1月8日~

★ 元号制度に関しては、さまざまな意見がある。

「国際化の時代だから、西暦に一本化すべきだ」という意見や、「元号」が天皇制と結び付いているため、「天皇の政治的権威の強化につながり、憲法の国民主権の原則に反する」という反対意見がある。

また、例えば、「昭和 15 年生まれ」など、生まれた年を元号で聞いた時、その人が何歳になるかは、「元号」を西暦に直してから計算しなければならない、という不便さもある。しかし、日本の社会では、「明治の男」、「大正ロマン」、「昭和ヒトケタ世代」、「平成生まれ」など、「元号」が、時代や世祖を象徴する言葉として自然に使われている。

時代が移っても、「元号」は日本の「時代区分を表す親しみやすい記号」として、日本人の心と生活に定着し続けていくだろう。